## 令和6年第3回農業委員会総会議事録

令和6年3月19日(火)第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

## 農業委員13人

会長 18番 仲田清志 会長職務代理者

2番 赤井勝利 4番 西村 兔

6番 平 利一 7番 奥津忠和

8番 倉脇敏弥 9番 井藤孝久 10番 宮本武博

11番 藤川 雅 12番 小川広文

15番 安達利延 16番 信谷昌吾

17番藤本彰

推進委員10人

1番 谷 岡 貴 寿 2番 兒 玉 公 治 3番 泉 登

4番 溝尾 美惠子 5番 三輪 金樹 6番 妹尾 良和

7番後藤保夫 8番大原砂利 9番 逸見則夫

10番 妹尾元弘

欠席委員 5人

1番 神山順一 3番 小田正廣 5番 奥津賢司

13番 山田條一 14番 森 立夫

議事 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可

申請について

議案第14号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について

法務局照会について

農地転用期間変更届について

完了届について

転用工事進捗状況報告について

利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員(書記)

事務局長森本 裕子主查赤迫 隆主任真治 将史

## (開会時刻 午前 9 時 28 分)

赤迫主查

只今から、新見市農業委員会第3回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、1番神山委員、3番小田委員、5番奥津委員、13番山田委員、14番森委員です。それでは、会長ご挨拶の前に農地中間管理機構新見駐在大本様より今年度末で退職ということでご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

大本駐在

(退職挨拶)

赤迫主査

ありがとうございました。それでは、仲田会長が、ご挨拶を申し上 げます。

会 長

おはようございます。大本さんが中間管理機構を退職されます。次の中間管理機構事務局は決まっていないようですが、8年間お世話になりました。ありがとうございました。それでは、本日もよろしくお願い致します。

赤迫主査

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、17番藤本委員、2番赤井委員にお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第10号農地法第3条の 規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。現地確認を1番から4番全て3月8日に行っております。それでは、1番でございます。場所は下熊谷、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして

信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。3月7日、平委員、谷岡推進委員と現地確認しました。耕作者がおられないということで、現在、譲受人の●●さんが管理されておられますので譲渡するものです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号1番の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案 第10号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は唐松、現況地目は 畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の

確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。3月9日土曜日に森委員、三輪推進委員、私とで現地確認しました。場所は、国道180号より旧 $\oplus$ 橋を渡り北上します。唐松に $\oplus$  $\oplus$ がありますそれより200m手前の道右下にありました。畑はシートがかけてあり長い間、耕作されていないように見えました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号2番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 10号3番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、場所は金谷、現況地目は 畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は 1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲受人所有の畑に隣接する畑で、面積もごくわずかであり、譲渡人も県外におり管理ができないため、譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。3月9日土曜日に森委員、三輪推進委員、私とで現地確認しました。申請地は、金谷地区のいちばん下にあります。目印としては、正田の学校給食センターのところの川を渡った対岸にありました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号3番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 10号4番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は大佐田治部、現況地目は 畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲受人宅に隣接しており、このたび双方の合意により譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員7番。

後藤委員

推進委員7番後藤です。山田委員が欠席なので代わりに説明いたしま す。3月7日に、山田委員、宮本委員、私の3人で現地確認しました。場 所は、新見勝山線沿いにある●●●小学校から熊谷方面へ500m行ったところから左へあがると譲受人の家があります。その家の裏と表にありました。親族間の贈与でございます。よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号4番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 11号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお 願いします。

真治主任

農地法第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を3月8日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、唐松、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は高所にあり、管理が困難になったため、管理が容易な自宅の隣地へ移転を計画している。この際に所有している雑種地に墓地移転を行うが、土地の形状の都合上、隣地の農地にかかってしまうことから、農地の一部を分筆して墓地を設置するもの。というものです。工事期間は許可日から令和6年4月10日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、墓地建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。3月9日土曜日に、森委員、三輪推進委員、私で確認しました。申請地ですが、唐松に●●神社があります。そこから小阪部沿いに300m上流の左側にあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質

間はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号1番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 12号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお 願いします。

真治主任

農地法第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を3月8日に行っております。それでは1番ですが、場所は西方、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由は、実家横の父親所有の申請地を使用貸借し、隣接する雑種地と併せて住宅(木造1階建て)の建築を計画しているもの。というものです。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は令和6年4月1日から令和6年10月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。

倉脇委員

8番倉脇です。3月13日に、溝尾推進委員、申請人と現地確認しました。場所は、●●●交差点の県道を西へ200m行ったところで伯備線を跨いで右へ入ったところに申請人の家がありその隣地になります。 裏手にある離れが老朽化したために新築し移転するということでした。 よろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号1番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4条、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

「よろしい。」

会 長

それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第 13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の 新規について事務局の説明をお願いします。

森本局長

経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規についての説明をいたします。今回の新規について貸付が12件でております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番大佐大井野、田4筆5年賃貸借、2番大佐小阪部、田2筆1年8ケ月使用貸借、3番大佐小阪部、田2筆3年使用貸借、4番神郷下神代、田1筆9年使用貸借、5番神郷下神代、田5筆9年使用貸借、6番神郷下神代、田3筆9年使用貸借、7番哲多町田淵、田3筆3年1ケ月使用貸借、8番哲多町大野、田2筆6年使用貸借、9番哲多町大野、田1筆10年使用貸借、10番哲西町畑木、田5筆6年賃貸借、11番哲西町大野部、田7筆3年賃貸借、12番哲西町上神代、田4筆6年賃貸借です。なお、5番から9番は中間管理事業によるものです。また、10番については耕作者等が代替わりしたことによる新規として挙げさせていただいております。新規については以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。

後藤委員

推進委員7番後藤です。1番は3月10日に確認しました。場所は、 県道大佐日野線の鳥取県境沿いに集落がありますその中です。2番3番は、●●●こども園の近くにあります。

会 長

次に、4番についてお願いします。

大原委員

逸見委員

推進委員9番逸見です。7、8、9番と続けて説明します。現地確認を、3月15日井藤委員、小川委員、安達委員、私で行いました。場所は、7番、荒戸山の裾野になります田淵●●地区の県道沿いに●●●センターがありそこから300m行ったところの申請人宅前にあります。8番は、●●●学校の近くに商店がありますそこから県道哲多哲西線を100m行ったところ右側にあります。9番は、今の場所からさらに1キロ行ったところに●●●の入口があります。そこから100m入ったところにあります。いずれの農地も圃場整備がされており問題ないと思います。

会 長

それでは、10番11番12番お願いします。

妹尾委員

推進委員10番妹尾です。3月9日、両奥津委員、私の3名で現地確認しました。10番、借受人の方が高齢のため息子さんが代替わりします。問題ないと思います。場所は、 $\bullet \bullet \bullet$  中学校の下国道沿いにあります。11番、貸付人の親が亡くなられたため貸付けるものです。借受人の方の住所が市外ですが、哲西町内に住まわれ近所になるので引き受けたそうです。場所は、 $\bullet \bullet \bullet$  支店から哲多方面に2キロ先に家がありその下になります。問題ないと思います。12番、場所は、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  前にあります。これも問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号の新規について賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定につい

て、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が21件出ております。今まで耕作されてきたものの継続です ので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足 説明がありますか。

全 員

「ありません。」

会 長

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号再設定の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第1 4号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

現況証明に係る現況証明の申請につきまして、今回3件申請がございました。現地確認を、1番、3番は3月8日に行っており、2番は2月21日に行っています。

それでは1番でございます。場所は下熊谷、台帳地目は田1筆、畑2筆です。現況地目は山林、雑種地でございます。理由は、申請地のうち●番、●●番●は、平成21年に非農地証明をいただいていた土地ですが、登記地目の変更を失念していたため、再度現況のとおり証明願うもので、●●番●は20年以上前から現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は豊永赤馬、台帳地目は畑1筆です。現 況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、平成9年に隣接する● ●●番●の宅地に建物を建築し、その際に本申請地をこの宅地への進入 路として造成したもので、現況のとおりとなっている。というものでご ざいます。

次に3番でございます。場所は哲多町花木、台帳地目は畑1筆です。 現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、70年以上前から自 宅の敷地として利用されており、現況のとおりとなっている。というも のでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。

赤井委員

2番赤井です。確認は3月7日、平委員、谷岡推進委員と行いました。 場所は、市民グランド駐車場下です。雑種地、山林になっておりました。

会 長

2番を推進委員7番。

後藤委員

推進委員7後藤です。山田委員に代わり説明します。3月7日に、山田委員、宮本委員、私とで現地確認しました。場所は、県道勝山線、●● 交差点から北房川上線を進み豊永赤馬●●●の道沿いにありました。事務局の説明とおりです。以上です。

会 長

次に、3番を15番。

安達委員

15番安達です。現地確認を3月15日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4人でしました。場所は、 $\blacksquare$ 橋から $\blacksquare$ 地内に向けて2キロ先になります。 $\blacksquare$ 0小学校の近くにあります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第14号について認定に賛成 の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない 転用について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。現地確認を、1 番、2番とも3月8日に行っております。

それでは1番でございます。場所は千屋実、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農機具等を入れる倉庫が必要になったため、農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載の

とおりです。工事期間は令和6年3月25日から令和6年5月31日です。

次に2番でございます。場所は法曽、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、農機具や肥料、資材等の置場となる倉庫として、農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年4月1日から令和6年5月31日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。

兒玉委員

推進委員2番兒玉です。小田委員の代わりに報告いたします。確認日は3月10日、小田委員、泉推進委員、私の3名でしました。場所は、千屋地内●●●の川を挟み対面川沿いにある畑です。現在長男が家を継いでおられますが、次男が現在倉敷にお勤めですが帰ってきて農業をされるようです。現在車庫にトラクターが入っており、トラクターを出してそこに次男の車を入れるそうです。そのため新しく農機具倉庫を設置します。

会 長

次に、2番を推進5番。

三輪委員

会 長

ありがとうございました。続いて法務局照会について、事務局の説明 をお願いします。

真治主任

法務局照会につきまして、今回2件ございました。現地確認ですが、 1番は1月31日に、2番は2月21日に行っております。

それでは、1番ですが、場所は土橋、登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。

次に2番、場所は大佐大井野、登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は平成10年頃から雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願い

します。1番を17番。

藤本委員

17番藤本です。現地確認を2月10日にしました。場所は、土橋地内 $\oplus \oplus \oplus \ominus$ そこから真北へ250m行くと自宅があります。その家の左手にあり原野化していました。以上です。

続きまして、2番を10番宮本委員お願いします。

宮本委員

10番宮本です。2月25日に確認しました。場所は、大佐ダムから 2キロ行ったところ $\oplus \oplus \oplus \oplus$ の近くです。雑種地でした。以上です。

ありがとうございました。それでは、25分まで15分間、休憩とします。

## ~ 休憩 ~

会 長

再開します。次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

農地転用期間変更届が2件出ております。正田地内、農地法第4条事務所駐車場については、工事の遅れにより期間延長となっております。 大佐小阪部地内、農地改良届については、土砂の搬入が遅れたためとなっております。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願い します。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。確認日は3月9日、3名でしました。工事の進捗状況ですが、畑の高さを下げて宅地の高さにはなっておりました。砂利を入れて綺麗になってました。周りの側溝は入って既存の側溝に接続され排水ができておりました。事務所は完成してました。車庫が全然できておりませんでしたのでこの部分が延長されたのかと思います。以上です。

会 長

それでは、2番を10番宮本委員。

宮本委員

10番宮本です。3月7日に、3人で現地確認しました。土砂の搬入が遅れたためでありまして、問題ありません。

会 長

次に完了届について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

完了届が3件でております。草間地内、農地法施行規則第29条農機 具倉庫、高尾地内、農地法第4条、露天駐車場、大佐田治部地内、農地法 第5条、住宅となっております。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。 1 番からお願いします。

藤本委員

17番藤本です。神山委員の代わりに報告します。2月17日に神山 委員と2人で確認しました。農機具倉庫ができておりました。

会 長

2番について8番倉脇委員。

倉脇委員

8番倉脇です。3月18日に、確認しました。完成しておりました。

会 長

3番をお願いします。

後藤委員

推進委員7番後藤です。3月になって確認しました。住宅が建ってま した。

会 長

次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。

森本局長

農地転用工事進捗状況報告が1件でております。大佐大井野地内、農地法第4条農地改良嵩上げによるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。10番宮本委員。

宮本委員

10番宮本です。3月9日に確認しました。個人が休みの時だけ作業しています。90パーセント以上は完了しておりました。

会 長

続きまして、利用権設定中途解約合意書について事務局より説明をお 願いします。

森本局長

利用権設定中途解約合意書が3件でております。坂本地内、借受人死亡によるもの、石蟹地内、借受人が高齢によるもの、大佐布瀬地内、貸付人の依頼によるもの以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より説明があればお願いします。

泉委員

推進委員3番泉です。1番ですが、3月10日に平委員と現地確認しました。先々月利用権設定により他の方に耕作していただいておりますがこの土地だけ残ってしまいました。場所は、国道180号線北上し市道馬塚千原線を北上し●●●●●があります。その前の橋を渡り右手になります。他の方にも相談しましたが圃場条件が悪いということで残りました。以上です。

会 長

2番について推進5番三輪委員。

三輪委員

推進委員5番三輪です。確認を3月9日にしました。貸付人の方に、 次を探すようにお願いしました。

会 長

3番について推進7番後藤委員。

後藤委員

推進委員7番後藤です。3月7日に確認しました。貸付人が耕作するということです。

会 長

続きまして日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありました らお願いします。

真治主任

令和6年度最適化活動の目標設定等について説明。

森本局長

農地利用調査報酬に関する要綱について説明。

会 長

続きまして、その他。

森本局長

事務局からお願いします。活動日誌3月分までを4月総会に必ず提出 をお願いします。

赤迫主査

お手元にアンケート用紙をお配りしております。これは地域計画に係るアンケート調査です。毎年3月に農協本部で営農計画書をお送りしていますその営農計画書に付けて水稲農家さんの皆様にお送りするようにさせていただいてております。お問い合わせ等が、もし農業委員さん推進委員さんのほうにございましたら地域計画のためのアンケート調査なので協力してやってほしいと提出を促していただけたら助かりますのでよろしくお願いします。その見本をお配りしております。

それでは、次回の総会日程をお知らせします。次回4月18日木曜日、

	午後3時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。				
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を藤本農地部会長にお願いします。				
藤本部会長	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)				
	(閉会時刻 午前 10 時 47 分)				

令和6年3月29日作成

# 署名委員

議	長			
委	員			
禾	昌			